

監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学（以下「本学」という。）の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの平成20事業年度の業務及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書、事業報告書について監査いたしました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、理事会その他重要な会議にかかる資料、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、各部門責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、書面の査閲等によりこれを確かめました。さらに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書の監査の概要にかかる報告並びに説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、本学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。また、業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。また、役員と当法人との利益相反取引は認められません。

平成21年6月17日

公立大学法人熊本県立大学

監事 高木絹子

監事 千歳睦男